

地理空間情報における個人情報の取扱い、二次利用促進に関するガイドライン素案
に対するご意見の概要及びご意見に対する考え方（案）

① ガイドライン全般に対してのご意見

	該当箇所	ご意見の概要	ご意見等に対する考え方
1	ガイドラインの適用範囲について	ガイドラインの適用は、行政機関等が保有する地理空間情報に限定されている。民間事業者が作成・提供する地理空間情報にも適用されるかのように誤解を招きかねないので、標題等の修正が必要である。	ガイドラインの適用対象については、各ガイドライン素案の適用範囲に行政機関等が所有する地理空間情報を対象としていることが明白であることから原案のままとさせていただきます。
2	用語解説集について	文中に出てくるキーワードについて、文中或いは巻末の「Q&A集」において定義がなされているが、これらのキーワードの定義や解説をまとめた「用語集」を巻末に添付されれば、さらに使いやすいガイドラインになるのではないかと考える。特に地理空間情報関連用語については、使用者によって同じ言葉でも異なる意味で用いることがあり、本ガイドラインにおける用語の定義はまとめて掲載する意義があると考ええる。	用語の定義は、文中或いは巻末の「Q&A集」において、必要とする用語を整理済みですが、さらに使いやすいガイドラインの観点から今後の参考にさせていただきます。
3	公表規定について	双方のガイドラインにおいて、地理空間情報の実際の提供状況（提供した情報の範囲、提供方法、提供相手の属性程度）について、公表する規定を設けるべき	多くの地理空間情報の提供状況（範囲、仕様、方法など）は、地理情報クリアリングハウス、GISポータルサイトをはじめ、それぞれ所有する行政機関等において公表されていると考えますが、地理空間情報の活用推進に向けた有用なご意見であり、二次利用促進の観点から今後の参考にさせていただきます。

	該当箇所	ご意見の概要	ご意見等に対する考え方
			また、個人情報保護の観点では国及び地方公共団体等が保護されるべき個人情報を提供することは考えにくいこと、法の運用にあたっては感情の個人差を反映させることが適切ではないことの2点から、原案のままとさせていただきます。
4	海外事例の充実について	海外における個人情報の取扱いや二次利用に関する事例を記載することは大いに参考になり得るので、更なる記述の充実を期待する。	ガイドライン素案は、国内の関係法令に基づき地理空間情報の個人情報・知的財産権に関する取扱いを整理しているものであり、海外事例を紹介するものではないと考えます。とはいえ、海外の個人情報保護や二次利用に関する動向は国際社会における地理空間情報の活用推進の観点から有用であるため、今後の参考にさせていただきます。

②「地理空間情報の活用における個人情報の取扱いに関するガイドライン素案」に対してのご意見

	該当箇所	ご意見の概要	ご意見等に対する考え方
5	全般	1. 地理空間の地物の属性情報は精度を高くして保有し、社会の状況によって表示する際に調整すべき。 2. 土壌汚染や事件多発地域等の地理空間情報の公表の際、利害関係者と住民双方への配慮が必要。 3. 地理空間情報を過剰に信頼することによる利用者の損害を考慮しておくこと。 4. 地理空間情報の本来品質と利用者の要求品質のギャップに注意すべき。 5. 付与したコミュニケーション機能等による追記	本ガイドラインは、行政機関等の保有する地理空間情報の活用推進と個人情報保護の両立を図る観点から地理空間情報の利用・提供を行う際、個人情報保護法制に基づき適正に個人情報を取扱うための指針であり、これに沿って公開した地理空間情報について、個人情報保護以外の課題内容を記述することは本来の趣旨と異なるため、原案のままとさせていただきます。

	該当箇所	ご意見の概要	ご意見等に対する考え方
		データの扱いに注意すべき。 6. 公開した地理空間情報が本来の意図と異なる利用がされる可能性を考慮しておくこと。 7. 秘匿措置は本来位置が機械的に推測されないものである必要がある。	
6	3.1 地理空間情報における個人情報保護の考え方	裁判例においては、「特定の個人を識別しうる情報」かまたは「個人の権利利益を害するおそれのある情報」（あるいはプライバシー性の認められる情報）であれば「個人に関する情報」に当たるとする傾向にあるようであるが、果たしてそのような解釈で空間情報について妥当な結論が導かれるかは疑問であり、政府の立場からこの点について一定の解釈指針を示すべきではないか。	個人情報に該当する考え方は、行政機関の保有する個人情報保護に関する法律等に基づき、標準的な解釈を整理したものです。よって原案のままとさせていただきます。
7	3.1 地理空間情報における個人情報保護の考え方	従来の裁判例においては、地番や住居表示が記録されていれば、登記記録や住宅地図等との連動可能性を根拠に個人識別性ありと判断する傾向にあるが、近時確定した都市再生街区基本調査成果図不開示決定取消請求事件の控訴審判旨からすると、更に踏み込んだ考察が必要ではないか。	個人情報保護の考え方は、過去の判例等がその方向性を決める上で重要な要素であり、今後の社会情勢の変化に応じて対応していくため、今後の参考とさせていただきます。
8	3.2 個人情報保護法制に基づく地理空間情報の提供可否判断フロー	危険な場所や不快な場所が特定され、所有者に地価の下落や風評被害などの私益の毀損と情報があるにもかかわらず気をつけるべき地点がはっきりしなくなるなど、公開による地域住民の公益を勘案し、どこまで公開が可能か、犯罪の予防等の公共の安全と	保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用・提供制限の「例外規定を適用した事例」を具体的に明示すべきというご意見につきましては、今後の参考とさせていただきます。 （なお、具体的に明示するよう参考とさせていただきます

	該当箇所	ご意見の概要	ご意見等に対する考え方
		秩序の維持を目的とした提供（例外規定）の適用事例について、ガイドライン本文に具体的な明示が必要。 例えば、「場所をピンポイントで明示してもよい事例」として、 1. 崩れそうな壁のある民家の所在地 2. 獰猛な飼い犬の放し飼いやよく吠える犬を飼っている民家の所在地 等の具体例を示していくことが望まれる。	くのは、「保有個人情報の利用目的以外の目的のための利用・提供制限の例外規定」についてであり、国が定める本指針において、意見で例示されているような「場所をピンポイントで明示してもよい事例」を示す必要はないと考えています。）
9	3.2 個人情報保護法制に基づく地理空間情報の提供可否判断フロー	単体で個人情報に該当するとされた事例、該当しないとされない事例について、詳細な解説を願いたい。	本事例については、文中の通り、情報公開・個人情報保護審査会及び地方公共団体における諮問機関の答申並びに個人情報に関連する判例の分析により整理されたものであり、詳細な理由如何ではなく、分析結果として参照していただく必要があると考えます。よって、原案のままとさせていただきます。
10	4.1 地図	森林簿は地域森林計画の対象森林についての帳簿であるため、「対象森林・対象外森林」の文言を削除すべき。	森林簿は地域森林計画の対象森林を基本としているため、ご意見のとおり「対象森林・対象外森林」の文言を削除します。
11	4.2 台帳情報 他	本素案では「フロンテージ」と「基礎番号」をほぼ同じ意味で用いているように読めるが、「フロンテージ」は街区の外縁を一定の間隔で区切った場合の当該間隔（スペース）のことであり、そこに付された番号が「基礎番号」であるから、両者は明確に区別されるべきものではないか。	意見を踏まえ、本文中の表現を以下の通り修正します。 22 ページ ①情報の概要、23 ページ ③住居表示台帳の個人該当性（2 箇所） ・基礎番号（フロンテージ）→基礎番号 23 ページ ④地方公共団体における運用実態

	該当箇所	ご意見の概要	ご意見等に対する考え方
			・フロンテージ→基礎番号 47 ページ Q & A 集 25 (2 箇所) ・フロンテージ番号→基礎番号
1 2	4.4 空中写真・衛星画像	空中写真について、個人情報の該当性の根拠が明確に示されていないことから「現在の技術水準で撮影される空中写真は個人情報に該当しない」には疑問が残る。また、プライバシーや防犯への配慮を行った空中写真画像の解像度について、具体的な数値を記載して頂きたい。	空中写真の個人情報該当性について、現在の技術水準で撮影された空中写真（地上画素寸法 5cm 程度）であっても、特定の個人を識別できる要素である容貌、車両のナンバー及び表札の判読は困難であるため、特定の個人を識別することはできません。また、空中写真は、その特性上、個人情報保護の観点だけではなく、必要に応じて防犯やプライバシーへの配慮が必要であり、ガイドラインではその事例を提示したものです。基本的に、個人情報の取扱いに関するガイドラインは、行政機関等の保有する地理空間情報の活用推進と個人情報保護の両立を図る観点から地理空間情報の利用・提供を行う際の個人情報保護法制に基づく適正な取扱いを行うための指針であり、防犯やプライバシーは対象外です。以上の考え方から原案のままとさせていただきます。
1 3	Q & A 集 (11)	「類推」という用語ではなく、「推知」あるいは「推測」が適切ではないか。	類推とは、「類似の点をもとにして、他を推しはかること」という意味です。具体的には、「統計上の少数の値」から「特定の個人」を推しはかるという意味で用いており、問題はないと考えます。なお、本文 29 ページにも同義で記載があります。よって、原案のままとさせていただきます。

	該当箇所	ご意見の概要	ご意見等に対する考え方
1 4	Q & A集 (11,28)	「少数のグループに絞り込まれる場合の少数の規模」及び「集計結果値が極めて少ない地域となる具体的な基準」について、Q & A集ではなく、ガイドライン本文に秘匿措置の必要な該当事例の具体的な数字の明示が必要。 例えば、「場所表示の粒度（軒数や面積）を大きくすることで明示してもよい事例」として、 1. 手入れのされていない植え込みのある民家の所在地（粒度 6） 2. 自分で飼っていない動物に餌をやる民家の所在地（粒度 10） 等の基準値の明示が望まれる。	具体の数字は、地域特性（都市部と地方）等により、一概に示すことができないため、巻末のQ & A集で事例として示してあります。また、国が定める本指針において、意見で例示されているような、「粒度を大きくすることで明示しても良い事例」等を示す必要はないと考えています。よって、原案のままとさせていただきます。
1 5	Q & A集 (17)	問いと回答がかみ合っていない。回答は、登記情報ということか、「地番」なのか。登記情報は、慣行あるいは公にされることが予定されている情報の例としてはふさわしくない。また、問いは、何のためにこのような問いをしているのか。	「慣行として公にされ、又は公にされることが予定されている情報」とは、ここでは、不動産登記情報と照合することで明らかとなる「土地の地番や所有者等の情報」が該当します。なお、Q & A集における全ての問いは、読み手の理解促進のためであり、それぞれの問いの意義を明記する必要はないと考えます。よって、原案のままとさせていただきます。

③「地理空間情報の活用における二次利用促進に関するガイドライン素案」に対してのご意見

	該当箇所	ご意見の要旨	ご意見等に対する考え方
1 6	全般	軍事的な理由で、民間分野における地理情報の利用が制限される場合がありますでしょうか。なければ	ナショナルセキュリティー上の問題は、別途、政府において検討が進められており、その結果を考慮し

	該当箇所	ご意見の要旨	ご意見等に対する考え方
		現行どおりで問題ありませんが、もし自衛隊や在日米軍等の運用上の都合により、地理情報の利用に制限が発生する場合がありますのであれば、ガイドライン上にもその旨明記する必要があると考えます。	対処することが望ましく、地理空間情報の活用推進の観点から今後の参考とさせていただきます。
17	全般	①地図には著作権が無く、歌や絵画には著作権があるというのは著作権の解釈が根本的に間違っている。 ②また、著作権があるとし著作権を認めつつも「著作者人格権を行使しない」ということは、人間には基本的人権が生まれながらあるが、人権を行使しないという事を認めさせるということと同義であり、民主主義国家においてはあるまじき状態ではないか。 ③さらに、著作権の財産権部分を対価を支払って得るとあるが、現在の発注方式では財産部分に対価がつく事はない。入札という方式で行う限りは財産価値として認められることが現実としてありえない。	①地図の著作物性は、現在流通している全ての地図に無い訳ではありません。地図の著作物性は、「素材の取捨選択」、「素材の配列」、「素材の表現」及び「レイアウト」の4つ観点による行為に創作性が認められるときに著作物に該当する可能性があります。この判断基準に測量成果のうち特に地方公共団体で多く整備され用いられている「1/2,500 都市計画基本図」を照らし合わせると作業規程等で作業内容等が詳細に規定されている等の理由から作業者が創作性を発揮する余地が限定されるため、地図の著作物性が認められ、著作権上の保護の対象となる部分は極めて限定的と整理しています。 ②また、「著作者人格権を行使しない」との記述については、契約時の権利処理の考え方を示しておくことで、著作者人格権に係る係争の懸念が軽減し、地理空間情報を円滑に提供・流通させることができると考えております。 ③さらに、著作権（財産権）が発生するかどうかは、

	該当箇所	ご意見の要旨	ご意見等に対する考え方
			発注方式によるものではありません。また、有償提供の際に、著作権の使用に係る対価が含まれているかどうかは、著作物性が認められているのであれば、その著作権の市場価値の程度と提供者（行政機関等）の判断によりますので、ガイドラインでは、「対価が含まれることがある」と整理しています。 以上、二次利用促進に関する考え方は、関係法令等の解釈を踏まえ、行政機関等が保有する地理空間情報の活用推進の観点から必要不可欠な留意を整理しており、原案のままとさせていただきます。
1 8	3.2 著作権等の権利処理上の留意点	現在の地理情報に関する ISO や JIS の標準化は、個別の地物の定義を標準化しているのではなく、情報の記載方法の標準化が進んでいるのであり、その範囲内では「創作性を発揮する余地が小さくなる」ということはない。	ガイドラインに記述している標準化は、地理空間情報の整備・更新における統一した仕様のことを標準化としており ISO や JIS のみを定義しているものではありません。ちなみに、標準化が進んでいる事例として、各種の標準仕様書や行政等のガイドラインを明示し、製品仕様書が詳細化されるほど、創作性を発揮する余地は小さくなることを解説しているものです。よって、原案のままとさせていただきます。
1 9	4.1 著作権法上の留意点	行政機関等が著作権を「普通財産」として管理している場合の記載がない。公有財産は「行政財産」と「普通財産」分けられるはずであり、一方のみを事例として提示するのはおかしいのではないか。	行政財産とするか普通財産とするかの判断は、原則として地方公共団体の長の権限に属していますが、行政財産として登録、管理を行った場合は、地理空間情報を整備した目的以外に利用する場合、地方自治法第 238 条の 4 第 1 項（行政財産の管理及び処分）

	該当箇所	ご意見の要旨	ご意見等に対する考え方
			に抵触する可能性があるため、留意すべき権利の内容を記載しています。なお、普通財産については、行政財産のような管理及び処分に関する制約がありません。よって、原案のままとさせていただきます。
2 0	4.2 著作権等の権利の所在に関する留意点	行政機関等が民間事業者等と共同で地理空間情報を整備する場合について、「(前略) そのため、共同整備者である民間企業と事前に十分に協議し、二次利用が促進されるようなルール化を設定する必要がある。」に修正すべき。	共同で地理空間情報を整備する際の著作権法上の権利行使について、円滑な二次利用を促進するため、権利行使に係る手続きの留意点を示したものであり、共同著作物の形態を否定しているものではありません。よって、原案のままとさせていただきます。
2 1	4.3 著作権分類上の留意点について	一般に公表し利用に供することを前提に著作権を行使しない、ということであれば、提供の際に「著作権を行使しない」旨を明示すべきでないか。	著作権を行使しないという記述は、地理空間情報を公開して、広く一般に公表し、利用に供することを前提とする場合の考え方を示したものであり、その行使については、地理空間情報活用推進基本法を踏まえつつ、地方自治法の枠組みに応じた当該の地方公共団体等の判断によるものと考えます。よって、原案のままとさせていただきます。
2 2	5. 二次利用促進の観点からの地理空間情報の管理段階における留意点	二次利用促進の観点からの地理空間情報の管理段階における留意点として、一次利用を一元的、統合的管理する外部機関に運用委託する場合のセキュリティに関する内容の補足説明が必要である。また、一次データへのアクセスについて制限を設けることは、二次利用の促進に反することとなるので、ゆるい制限での不正対処として、一次情報の配布管理に関する内容の補足説明が必要である。	地理空間情報の不正流通や改竄の防止について、「地理空間情報以外の先行分野（放送・通信分野）における動向も踏まえて、取組みの方針や方策を継続的に検討・改善していくよう留意する必要があります。ガイドライン本文では、特に、新たな技術の採用が二次利用の促進を阻害するようなことにならないよう、技術の進展や標準化の動向に留意した実効性の高い方法を採用することが必要」があるとしていま

	該当箇所	ご意見の要旨	ご意見等に対する考え方
			す。ただし、ガイドラインは技術の進歩等に応じて検討する必要があると考えておりますので、地理空間情報の活用推進の観点から今後の参考とさせていただきます。
2 3	6.1 地図	地図（1/2500 都市計画基本図）の利用・提供における著作権処理等の基本的な考え方のこの記述「広く提供・流通させることを妨げることのないよう著作権についての権利処理を適切に行っておくことが必要」では、著作権があることが流通の妨げになるような印象を与えるため訂正すべき。	本来、著作権の有無と流通の促進は切り分けて考えるべきです。しかし、著作権の権利処理を適切に行うことにより、国・地方公共団体等が安心して地理空間情報を提供でき、流通の促進に繋がります。よって、原案のままとさせていただきます。
2 4	6.3 統計情報	「統計数値については、表示に至るまでの集計方法や調査方法等のノウハウに関しては著作物性が認められる可能性がある」、としています。著作物性が生じるのは、表現についてのみです。単なる方法、ノウハウについては、著作物性は生じる余地がありません。	ご意見を踏まえ、次のとおり修正します。 （修正前）統計数値については、表示に至るまでの集計方法や調査方法等のノウハウに関しては著作物性が認められる可能性がある （修正後）統計数値については、表示に至るまでの集計方法や調査方法等のノウハウに関して表現されたものは著作物性が認められる可能性がある

（注）このほか誤字に関するご意見につきましては、表から割愛しています。